

論 説

被差押債権の消滅時効の中断に関する裁判例の概観

前税務大学校研究部教授

栗谷 桂 一

◆SUMMARY◆

滞納処分により債権を差し押さえた場合において、第三債務者が被差押債権をその履行期限までに任意に履行しないときは、徴収職員は、遅滞なくその履行を請求し、請求に応じないときは、強制履行の手続を講ずるものとされている。

ところが滞納事案の中には、例えば、被差押債権の存否に関する証拠収集に長期間を要した等の事情により、消滅時効の完成が切迫するケースもないではなく、そのような事案について、万が一にでも時効を完成させてしまった場合には、損害賠償責任を追及されるおそれがあるばかりでなく、租税徴収手続の適法性・妥当性に対する納税者の信頼を失うことになりかねない。

本稿は、租税徴収実務の適正な執行に資するべく、被差押債権の時効中断に関する裁判例をいくつか採り上げて概観し、検討を加えたものである。

(税大ジャーナル編集部)

目 次

はじめに174

1 滞納者が時効中断措置を講じた後に、徴収職員がその債権を差し押さえた場合174

2 債権差押え後における差押債権者による時効中断措置177

3 差押え後に滞納者が時効中断措置を講じた場合、その効果は差押債権者に及ぶか181

はじめに

滞納処分により債権を差し押さえた場合において、第三債務者が被差押債権をその履行期限までに任意に履行しないときは、徴収職員は、遅滞なくその履行を請求し、請求に応じないときは、強制履行の手続を講ずるものとされている⁽¹⁾。したがって、徴収実務上、被差押債権の消滅時効に直面することは極めて稀であり、そのためか、被差押債権の時効中断に関するまとまった論稿も、殆ど見当たらない。

しかしながら、滞納事案の中には、例えば、被差押債権の存否に関する証拠収集に長期間を要した等の事情により、消滅時効の完成が切迫するケースもないではなく、そのような事案について、万が一にでも時効を完成させてしまった場合には、損害賠償責任を追及されるおそれがあるばかりでなく⁽²⁾、租税徴収手続の適法性・妥当性に対する納税者の信頼を失うことになりかねない。

そこで、本稿では、被差押債権の時効中断に関する裁判例をいくつか採り上げて概観し、租税徴収実務の適正な執行に資することとしたい。

1 滞納者が時効中断措置を講じた後に、徴収職員がその債権を差し押さえた場合

滞納者が、自己の有する債権について消滅時効の中断措置を講じ、その後に徴収職員が当該債権を差し押さえた場合⁽³⁾、差押債権者

は、滞納者が講じた時効中断措置に基づいて、自己と第三債務者との間においても時効が中断していると主張することができるか。

民法第 148 条は、「時効の中断は、その中断の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する」旨規定している。そこでまず、差押債権者が同条に規定する「承継人」に当たるかどうかを検討されるべきであろう。

裁判例 1 福岡高裁昭和 62 年 12 月 10 日判決（訟務月報 34 巻 7 号 1444 頁）

【事案概要】

- ①昭47.6.4 滞納会社から同社役員に対する損害賠償請求権発生
- ②昭50.11.21 上記損害賠償請求権の消滅時効の起算日（時効期間3年）
- ③昭51.2.27 税務署長⁽⁴⁾が上記損害賠償請求権を差押え⁽⁵⁾
- ④昭51.3.30 滞納会社が上記損害賠償請求権を被保全債権として不動産仮差押え⁽⁶⁾
- ⑤昭54.8.20 国が取立訴訟提起
- ⑥昭61.9.11 上記仮差押取消判決確定（本案起訴命令懈怠）

【判決要旨】

国税徴収法（以下、本稿において「徴収法」という。）第 62 条の規定に基づき差し押さえた債権については、民事執行法上認められる転付命令に相当する手続はなく、取立機能が

与えられているにとどまるのであり、そして、右取立権は、滞納者の承継人としての地位において取り立てるものではなく、徴収法第 67 条の規定により徴収職員に創設的に取得されるものと解するのが相当である。したがって、徴収法第 67 条の規定による取立権者は、民事執行法上の転付命令を得た差押債権者と異なり、差し押さえた債権を、これにつき時効中断行為を行った滞納者から承継した者（すなわち、民法 148 条にいう承継人）には当たらないというべきである⁷⁾。

(1) 当判決は、差押債権者は民法第 148 条に規定する「承継人」に当たらないと判示している。しかしながら、同条に規定する「承継人」とは、「中断行為をした当事者から、中断の効力を生じた権利又は義務を承継した包括承継人又は特定承継人である」とされ、その例として、消滅時効が中断された債権を譲り受けた者等が挙げられている⁸⁾。つまり、同条に規定する「承継人」とは、当事者が時効中断措置を講じた後に、その時効中断の効果が生じた債権を承継した者を指すのであり、そうすると、滞納者が時効中断措置を講じた後に徴収職員がその債権を差し押さえたのであればともかく、当判決の事案のように、徴収職員が債権を差し押さえた後に滞納者が当該債権について時効中断措置を講じた場合には、差押債権者が「承継人」に当たるかどうかを検討するまでもなく、同条が適用される余地はないということになる。

(2) では、滞納者が時効中断措置を講じた後に、その時効中断の効果が生じた債権を差し押さえた場合、差押債権者は、民法第 148 条に規定する「承継人」に当たるであろうか。当判決は、①取立権は、滞納者の承継人としての地位に基づくものではなく、徴収法 67 条の規定により徴収職員に創設的に取得されるものである、②だから、同法

上の差押債権者は、民事執行法上の転付命令を得た差押債権者と異なり、承継人には当たらない、と判示しているのであるが、少なくとも①の部分は、滞納者が時効中断措置を講じた後にその債権を差し押さえた場合についても、そのまま妥当するといえよう。

学説には、この点について直接論じたものが見当たらないが、民法第 148 条の立法趣旨については、『或ル人ノ為シタル行為ハ他人ヲ害シ又ハ利スルコトヲ得ズ』という考え方に基づき、時効中断は『当事者及ヒ法律上是ト同一人ト見做スヘキ其承継人ノ間ニ於テノミソノ効力アルヘキモノ』とした」と説明されている⁹⁾。そうすると、同条に規定する「承継人」とは、「法律上当事者ト同一人ト見做スヘキ」者のみをいうのであり、当事者からその債権自体を承継した者はそれに含まれるとしても、当該債権自体を承継したわけではなく当事者の有する債権を自己の名で行使することができるにすぎない差押債権者まではそれに含まれない、という解釈はあり得るといえる¹⁰⁾⁽¹¹⁾。

(3) もっとも、仮に差押債権者が民法第 148 条に規定する「承継人」に含まれないとしても、だからといって、差押債権者が、差押え前に滞納者の講じた時効中断措置の効果を享受することができないというわけではない。取立権は、滞納者の有する債権を差押債権者が自己の名で取り立てる権能であり¹²⁾、滞納者の有する債権とは、差押え前に時効中断措置が講じられていたところの債権にほかならないからである。したがって、滞納者が時効中断措置を講じた後にその債権を差し押さえた場合には、差押債権者は、仮に民法第 148 条に規定する「承継人」には当たらないとしても、取立権の内実として、差押え前に滞納者が講じた中断措置の効果を主張することができるとい

うべきである⁽¹³⁾。

(4) その点については、次の裁判例からも肯定することができる。

裁判例 2 札幌高裁 41. 9. 30 判決 (訟務月報 13 卷 1 号 36 頁)

【事案の概要】

- ①昭32.8.8 滞納者が第三債務者と浴場模様替工事請負契約
- ②昭32.9.30 滞納者が工事を完成し目的物を引渡し (工事代金支払請求権発生)
- ③昭34.3.8 滞納者が第三債務者から3,000円の内入弁済を受け、その前後にも、5,000円の内入弁済を受ける。
- ④昭36.9.2 徴収職員が工事代金債権残額差押え
- ⑤その後 国が189,000円について取立訴訟提起

【判決要旨】

控訴人 (第三債務者) は消滅時効の抗弁を主張するのに対し、被控訴人 (国) は時効中断の再抗弁を主張するので考えるに、滞納者は昭和 34 年 3 月 8 日控訴人 (第三債務者) から本件請負工事残代金の内入として金 3,000 円の支払を受け、その前後に更に金 5,000 円の支払を受けたことが認められる。そうだとすれば、控訴人 (第三債務者) は右昭和 34 年 3 月 8 日金 3,000 円の一部支払をした時に本件工事残代金債務を承認したものと解すべく、右債務承認により前記債務の消滅時効の進行は中断され、被控訴人 (国) が右債務を差し押さえ、その差押通知を控訴人に送達した昭和 36 年 9 月 2 日には右債務が存在していたことは明らかである。

当判決は、滞納者が時効中断措置を講じた後、その債権を差し押さえた場合には、差押債権者は滞納者が講じた時効中断措置による時効中断の効果を援用することができることを認めたものといえる。

(5) なお、その反面、滞納者が時効中断措置を講じた後に、徴収職員がその債権を差し押さえ、その後、当該時効中断措置が遡及して効力を失った場合には、最初から時効中断効が失われることに留意する必要がある。

裁判例 3 大審院昭和 16 年 10 月 8 日判決 (大審院民事判例集 20 卷 1269 頁)

【事案の概要】

- ①昭4.1.10 甲の乙に対する不法行為による損害賠償請求権の時効起算日 (3年)
- ②昭7.1.8 甲が乙に対して損害賠償の履行を催告
- ③昭7.6.6 甲が乙を被告として損害賠償請求訴訟提起
- ④昭11.7.7 甲が死亡し丙が相続
- ⑤昭12.12.3 丙の債権者丁が上記損害賠償請求権の差押え及び転付命令申立て
- ⑥不詳日 丁が転付債権支払請求訴訟 (別訴) 提起
- ⑦昭13.6.11 丙 (甲の相続人) が乙の同意を得て③の損害賠償請求訴訟取下げ

【判決要旨】

丁ノ転付ヲ受ケタル丙ノ債権ハ甲カ乙ノ職務ノ執行ニ付不法行為ニ加担シ損害ヲ加ヘタルコトヲ知りタリト主張スル昭和 4 年 1 月 10 日ヨリ起算シ 3 年ヲ以テ時効ニ罹ルヘキモノニシテ甲ハ昭和 7 年 1 月 8 日乙ニ対シ履行ノ催告ヲ為シ其ノ後 6 ヶ月内ニ損害賠償請求ノ訴ヲ提起シタルモ丁ハ訴訟参加ヲ為サスシテ其ノ訴訟ハ昭和 13 年 6 月 11 日取下ケラレタルヲ以テ時効中断ノ効力ヲ生セス従テ該転付債権ニ付テモ右訴訟繫属ノ当初ニ遡リ時効中断ノ効力ナキニ至ルモノナリ

当判決は、丙の先代が自己の有する債権について訴訟提起した後、丙の債権者丁が当該債権の差押え及び転付命令を得たが、当該訴訟に参加しなかった場合について、

当該訴訟が継続している間は転付債権者丁も当該訴訟提起による時効中断の効果を享受できるが、当該訴訟が取り下げられ時効中断の効力が遡及して消滅した場合には、転付債権者丁との関係においても、遡及して時効中断の効果が消滅するとしたものである。丁が転付債権者ではなく単なる差押債権者である場合についても同様であるといえよう⁽¹⁴⁾。

2 債権差押え後における差押債権者による時効中断措置

(1) 差押債権者が第三債務者から「債務の承認」の表示を受けた場合、被差押債権の消滅時効が中断するか。

イ 差押債権者の有する取立権は、弁済を請求する権能及び弁済を受領する権能を含み、その請求は、裁判外でも裁判（取立訴訟）によっても、支払督促、破産等の手続においてもすることができると解されている⁽¹⁵⁾。また、差押債権者は、自己の名において被差押債権の保存のための行為（時効中断のための確認訴訟等）をすることもできると解されている⁽¹⁶⁾。そして、差押債権者である国が、第三債務者に対して被差押債権の履行を催告すれば、民法第 153 条に規定する「催告」として時効中断の暫定的効果を生ずること、及び当該催告から 6 月以内に、あるいは、本来の消滅時効期間内に取立訴訟を提起すれば、それによって被差押債権の時効が中断することについては、これまでの多くの裁判例によって明らかにされている⁽¹⁷⁾。

したがって、少なくとも、差押債権者が、民法第 147 条以下に規定されている時効中断措置のうち、「能動的なもの」を行った場合には、それによって被差押債権の時効中断の効果が生ずるということについては、徴収実務上、何らの疑義も存在していないものと思われる。

ところが、差押債権者が第三債務者から「債務の承認」の表示を受けた場合については、それにより被差押債権の時効が中断するかどうか、徴収実務上、認識にバラつきがみられるようである⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾。

筆者としては、能動的な取立訴訟の提起等であっても、受動的な債務承認の表示の受領であっても、同じく民法第 147 条等に規定する時効中断事由に該当するものである以上、その効果に差異はないのではないかと考えるのであるが、上記のように認識の相違が存する理由は何であろうか。

ロ 債権の差押えは、債権自体の移転を生ぜず、単に債権の取立権能を付与するものに過ぎない。被差押債権の債権者は、依然として滞納者自身である。したがって、第三債務者が、被差押債権の債権者でもない差押債権者に対して債務承認の表示をしたとしても、差押債権者は、その表示を受領する権能を有せず、被差押債権に係る時効中断の効果は生じないのではないか……。そういった疑問があるのかも知れない⁽²⁰⁾。しかしながら、この点については、次の裁判例が参考となろう。

裁判例 4 最高裁第三小法廷昭和 39 年 10 月 27 日判決（民集 18 卷 8 号 1801 頁）

【事案の概要】

差押債権者が第三債務者を相手方として取立請求訴訟を提起したところ、第三債務者が差押債権者に対し、差押え前に差押債務者に対して取得した反対債権との相殺の意思表示をし、原審判決が、相殺を認めた。これに対し、差押債権者が上告し、上告理由として、「民法第 511 条の法意は第一審判決が判示するように第三債務者は差押以前に取得した債権によって自己の債権者に対してなした相殺を以て差押債権者に対抗することができるというのである」、すなわち、第三債務者が差押債務者に対して有する反対債権との相殺をも

って差押債権者に対抗するためには、差押債権者ではなく差押債務者に対して相殺の意思表示をしなければならないと主張し、その理由として、「差押債権者が取立命令により取得した取立権は取立命令により差押債権者に付与された権限（差押債権を取立て得る権限）であつて、債権自体ではない」と主張した。

【判決要旨】

債権の取立命令を得た差押債権者は、自己の名において当該債権を行使しうる権能を有するものであるから、その債権の行使を阻むためになす第三債務者の相殺の意思表示を受領する権能をも有するものと解するのを相当とする。

当判決は、「第三債務者にとってみれば、自己に対して請求された債務の履行を拒むために、相殺の意思表示を現に債権の請求をしている取立権者に対してなそうとするのが自然である」との見解に立ったものである評されている⁽²¹⁾。そうすると、第三債務者にとってみれば、自己に対して請求された債務の存在を承認する表示についても、現に債権の請求をしている取立権者に対してなそうとするのが自然であるということができ、当判決の表現を借りれば、「債権の取立命令を得た差押債権者は、自己の名において当該債権を行使しうる権能を有するものであるから、その債権の行使を是認する第三債務者の承認の表示を受領する権能をも有するものと解するのを相当とする」ということができよう⁽²²⁾。

裁判例5 大阪高裁昭和56年3月27日判決
(TKC判例データベース文献番号22800132)

【事案の概要】

①昭47.8.31 滞納会社が第三債務者に対して有する工事代金債権等の履行期限（反対債権との相殺後の残額5,965,124

円、消滅時効期間2年)

- ②昭49.2.28 徴収職員が上記債権の元本を差押え
- ③昭49.4.15 滞納会社が上記債権を第三者に譲渡
- ④昭49.4.26 債権譲受人が第三債務者を被告として支払請求訴訟提起
- ⑤不詳日 国が上記訴訟に独立当事者参加
- ⑥昭54.6.14 第三債務者が国に対して時効利益放棄の意思表示

【判決要旨】

国が、第三債務者に対して被差押債権の支払を、滞納会社に対して被差押債権の取立権が国にあることの確認をそれぞれ求め、滞納会社が国に対して被差押債権の時効消滅を主張したのに対し、本判決は、次のとおり判示して、国の請求を認めた。

本訴請求債権の弁済期は昭和47年8月末日であるから昭和49年8月末日で消滅時効が完成すると認め得る。しかし、成立に争いのない《証拠略》によると、控訴人（滞納会社）代表者は、昭和54年6月14日、参加人（国）に対し、右時効利益を放棄する申出をなしたことを認め得る。控訴人（滞納会社）は、右放棄は錯誤に基づくと主張するが、控訴人（滞納会社）代表者の当審供述中これに副う部分は《証拠略》に照らしたやすく信用し難く、かえって《証拠略》によれば、控訴人（滞納会社）代表者は、係員の説明に対し、自己の主張もひと通り述べたうえで、国に対する関係では本訴請求債権の時効利益を放棄することを、その法律上の意義も諒解して申述したものと推認し得る。他に錯誤を認め得る証拠はない。

当判決は、国が滞納者の有する債権を差し押さえた後、第三債務者が国に対して被差押債権に係る時効利益を放棄する旨の申出をしたときは、国にはその申出を受領す

る権能があり、かつ、その受領の結果、国と第三債務者との間で、被差押債権に係る時効利益の放棄の効果が生ずることを認めたものである。そうであるならば、第三債務者が差押債権者に対して被差押債権の存在を承認する表示をしたときも、同様に解することができる。

ハ また、第三債務者が差押債権者に対して債務の承認の表示をした場合に、被差押債権の消滅時効が中断することを肯定していると見られる裁判例として、次のものがある。

裁判例 6 東京地裁昭 56 年 9 月 28 日判決
(下民集 33 卷 5~8 号 1117 頁)

【事案の概要】

- ①昭45.7.26 滞納者甲がビル内装工事請負契約締結
- ②昭46.3.31 工事完成、目的物引渡(請負代金債権履行期限、時効期間3年)
- ③昭46.8.23及び48.9.11 徴収職員が請負代金債権差押え
- ④昭49.4.30 国が取立訴訟提起
- ⑤昭52.12.22 第三債務者が国に滞納税額相当額納付、差押解除、取立訴訟取下げ
- ⑥昭53.3.10 滞納者が第三債務者を被告として請負代金支払請求訴訟提起

【判決要旨】

原告(滞納者)と被告(第三債務者)の間で請負代金債権が時効消滅したかが争点となり、当判決は、次のとおり判示した。

原告(滞納者)は、被告(第三債務者)が昭和52年12月22日に原告(滞納者)の国に対する租税債務についてなした第三者納付は本件請負代金の一部弁済となり、本件債権を承認したこととなるし、仮に、それ以前に本件債権につき消滅時効が完成していたとしても、被告(第三債務者)が消滅時効の援用をすることは許されない旨主張する。被告(第三債務者)が国に対して原告(滞納者)の主

張する第三者納付をしたことは当事者間に争いのないところであるが、被告(第三債務者)の右第三者納付が本件請負代金の一部弁済となるかどうかはさておき、時効利益の援用、放棄の効果は、相対的なものであるから、仮に被告(第三債務者)が国に対して本件債権を承認したとしても、原告との関係においても直ちに承認の効果を生ずるものではない。そうすると、右の承認を理由とする原告(滞納者)の右主張は理由がない。

当判決は、第三債務者が差押債権者に被差押債権の一部を弁済し、それが差押債権者に対する債務の承認に当たるときは、差押債権者と第三債務者との間では、被差押債権の消滅時効が中断するということを含意しているものといえよう。

裁判例 7 東京地裁平成 15 年 12 月 16 日判決(金融・商事判例 1183 号 36 頁)

【判決要旨】

債権仮差押命令が第三債務者に送達されたことにより、仮差押えに係る請求債権のみならず、仮差押えの対象とされた被差押債権についての消滅時効も中断するかどうか争われた事案について、次のとおり判示した。

仮差押債権者が被差押債権の時効を中断するためには、債権者代位権により被差押債権の支払請求をするなり(金銭債権につき債権者代位権を行使するには債務者の無資力等の要件の充足を要するが、債権仮差押えがされるような場合は、上記要件が充足されることが多いであろう。)、第三債務者の承認を得るなりして、時効中断の措置をとればよいのである。また、仮差押債務者も、第三債務者に対して給付訴訟等を提起することができるのである。そうすると、仮差押えに被差押債権の消滅時効を中断する効力を認めなくても格別の不都合はないというべきである。

このように、当判決は、一般論としてはあるが、債権の仮差押債権者は、被差押債権の消滅時効を中断するため、第三債務者から「債務の承認」を得ることができるということを、真正面から肯定している⁽²³⁾。

ニ 以上によれば、第三債務者が差押債権者に対して被差押債権に係る「債務の承認」を表示したときは、差押債権者と第三債務者との間において、被差押債権の消滅時効が中断するというべきである。

ホ なお、徴収実務上、債権を差し押さえた場合には、第三債務者に対し、「債務承認書」あるいは「債務確認書」と題する書面の提出を求めることとしているが⁽²⁴⁾、それに類する書面に関して、次の裁判例がある。

裁判例 8 大阪地裁昭和 47 年 1 月 24 日判決
(訟務月報 18 卷 5 号 725 頁)

【事案の概要】

- ①昭41.10.25 滞納者が第三債務者に対して有する退職金債権差押え（退職願提出後）
- ②昭41.11.10 滞納者が退職し、退職金債権発生（512,400円、時効期間2年）
- ③昭43.9.6 国が第三債務者から「確認書」と題する書面を受領
- ④昭44.3.4 国が取立訴訟提起

【判決要旨】

第三債務者が、被差押債権の時効消滅を主張したのに対し、当判決は次のとおり判示して、国の請求を認めた。

一般に、退職金債権は原則として労働基準法 11 条にいう「賃金」に含まれると解すべきであり、したがって、その消滅時効期間は 2 年であるから（同法 115 条）、訴外滞納者の被告会社（第三債務者）に対する退職金債権もその例外ではなく、昭和 43 年 11 月 10 日その消滅時効期間が完成することとなる。ところで、《証拠略》を総合すると、原告（国）の徴収担当官は、昭和 43 年 9 月 6 日被告会

社（第三債務者）を訪ね、常務取締役面に会い、滞納者の被告会社に対する退職金債権のうち差押分について支払の催告をし、それが拒否されたので、右徴収担当官は、常務取締役に対し、仮に支払うとすれば退職金はいくらになるか、およびそれを支払わない理由を「確認書」と題する書面にして渡してほしい旨を述べ、右常務取締役もこれを了承して右の書面を作成して徴収担当官に交付したことが認められる。そして、原告（国）が本件訴えを提起したのは昭和 44 年 3 月 4 日であることは本件記録上明白であるから、右認定の催告から 6 ケ月以内になされたものであり、したがって、訴外滞納者の被告会社（第三債務者）に対する退職金債権について、その消滅時効は中断されたものといわなければならない（民法 153 条）。

当判決は、「確認書」と題する書面を、差押債権者が第三債務者に対して「催告」を行ったことの間接証拠として位置付けている（国がそのように主張した）のであるが、このことは、第三債務者が差押債権者を名宛人として「確認書」と題する書面を作成し提出した場合、常にそのような効果しか有しないということを意味しているわけではない。当判決の事例における「確認書」は、徴収職員が第三債務者に口頭で被差押債権の弁済を催告したところ、拒否されたため、仮に支払うとすれば退職金はいくらになるか、及びそれを支払わない理由は何かについて記載してもらったというものであり、そうである以上、この「確認書」が「催告」の間接証拠にしかなり得なかったのは、止むを得ないといえよう。

しかしながら、同じく「確認書」と題する書面であっても、例えば、税務署長が第三債務者に対して上記様式例と同様の不動文字が印刷された書面を交付して回答を依頼し、それに対して、第三債務者から、特

に被差押債権の存在を否定するような発言等がないまま、①滞納者に対する債務額、及び②差押債権者に対する支払見込期日等が記載された回答書が提出されたような場合には、それ自体、第三債務者から差押債権者に対する「債務の承認の表示」として被差押債権の時効中断の効力を生ずるといふべきであり、かつ、訴訟手続上も、「債務の承認」があったことの直接証拠となり得るといふべきである⁽²⁵⁾⁽²⁶⁾。

- (2) 差押債権者が被差押債権の消滅時効中断措置を講じた場合、その効果は、滞納者と第三債務者との間についても及ぶか

裁判例 6の東京地裁昭 56 年 9 月 28 日判決は、時効利益の援用、放棄の効果は、相対的なものであるから、仮に被告が国に対して本件債権を承認したとしても、原告との関係においても直ちに承認の効果を生ずるものではないと判示している。

なお、時効中断の効果が相対的なものであるとしても、取立訴訟の勝訴判決の既判力が滞納者に対して及ぶのであるならば、取立訴訟の提起（民法第 147 条に規定する「裁判上の請求」）による時効中断の効力も、滞納者に及ぶと解されるが⁽²⁷⁾、取立訴訟の既判力が滞納者に及ぶかどうかについては、裁判例が見当たらず、学説も錯綜しているのが実情である⁽²⁸⁾⁽²⁹⁾。

3 差押え後に滞納者が時効中断措置を講じた場合、その効果は差押債権者に及ぶか

裁判例 1の福岡高裁昭和 62 年 12 月 10 日判決は、差押え後に滞納者が第三債務者の財産について仮差押えをした場合について、差押債権者は民法第 148 条に規定する「承継人」に当たらないことを理由として、仮差押えによる時効中断効は差押債権者に及ばないとした。

この点、上述のとおり、同条に規定する「承継人」とは、当事者が時効中断措置を講じた

後にその時効中断の効果が生じた債権を承継した者をいう、と解するならば、「時効中断前の差押債権者」は、同条に規定する「承継人」に当たると解する余地はないことになる。そして、同条が、時効中断効は当事者及び承継人との間においてのみ生ずる（相対的效果しかない）と定めている以上、債権差押え後に滞納者が時効中断措置を講じたとしても、その効力は差押債権者に及ばないことになる。

なお、差押え後に滞納者が第三債務者を被告として被差押債権に係る給付請求訴訟を提起した場合において⁽³⁰⁾、その勝訴判決の既判力が差押債権者に及ぶのであるならば、当該訴訟提起（民法第 147 条に規定する「裁判上の請求」）による時効中断の効果は、差押債権者に及ぶと考えられるが、その既判力の人的範囲については、裁判例がなく、学説も乏しいのが実情である⁽³¹⁾。したがって、徴収実務上は、安全性を考慮し、差押債権者において独自の時効中断措置を講ずる必要があるといえよう。

① 昭和 41 年 8 月 22 日徴徴 4-13 ほか「国税徴収法基本通達の全文改正について」国税庁長官通達（以下「国税徴収法基本通達」という。）第 67 条関係 4

② 取立てが遅れたために第三債務者の資力が悪化して回収が図れなかったり、被差押債権が時効消滅するなど、その価値を事実上又は法律上減少させる結果を招来させた場合には、損害賠償責任を負うことがあり得る（大阪地裁平成 12 年 3 月 31 日判決・租税判例年報 12 号 603 頁）。

③ 債権を差し押さえた場合、その差押え自体によって被差押債権の消滅時効が中断するかどうかについては、積極的に解する下級審裁判例もあるが（大阪地裁岸和田支部昭和 39 年 12 月 17 日判決・訟務月報 11 卷 80 頁ほか）、大審院大正 10 年 1 月 26 日判決（民録 27 輯 108 頁）は消極に解しており、近時の下級審裁判例も消極に解する傾向にあるといえる（滞納処分による債

権差押えについて東京地裁昭和 56 年 9 月 28 日判決・下級裁判所民事裁判例集 33 巻 5～8 号 1117 頁（下記裁判例 6）ほか、債権の仮差押えについて東京高裁平成 16 年 6 月 23 日判決・東京高等裁判所（民事）判決時報 55 巻 1～12 号 12 頁ほか。このため、徴収実務上も消極説に立っている（国税徴収法基本通達第 62 条関係 36）。なお、債権差押えは、民法第 153 条に規定する「催告」の効果は有する（上記大審院大正 10 年 1 月 26 日判決）。

- (4) 税務署長は、上記国税徴収法第 47 条に規定する「徴収職員」である（国税徴収法 2 条 11 号）。
- (5) 第三債務者に債権差押通知書が送達された日（債権差押えの効力が生じた日。国税徴収法 62 条 3 項）である。以下の各裁判例において同じ。
- (6) 仮差押命令の申立日である。仮差押えによる被保全債権の消滅時効中断の効力は、債権者が裁判所に仮差押命令の申立てをした時に生ずる（最高裁第三小法廷昭和 59 年 4 月 24 日判決・民集 38 巻 6 号 687 頁参照）。
- (7) なお、当判決は、次のようにも判示している。
 - ① 仮差押は、その後確定判決をもって取り消され（中略）、右仮差押による時効中断の効力は仮差押のときに遡及して消滅した（民法 154 条）のであるから、右仮差押に依拠して本件損害賠償債権の時効中断をいう被控訴人（国）の主張は、この点においても理由がなく失当である。
 - ② 被控訴人（国）の「差押により、講求債権である租税債権のみならず被差押債権である本件損害賠償債権についても時効が中断した」との主張、及び「仮差押申請には少なくとも裁判上の催告も含まれていると解すべきであり、しかも右催告の効力は、仮差押決定が取り消されるまではその効力を持続すると解すべきところ、被控訴人（国）は、仮差押取消判決がなされる前に本件損害賠償債権の取立訴訟を提起したのであるから、同判決は時効中断の効力には影響がない」等の主張も、独自の見解であり採用できない。
- (8) 遠藤浩ほか監修「民法注解財産法第 1 巻民法総則」710 頁（青林書院、1989）
- (9) 遠藤浩ほか監修「民法注解財産法第 1 巻民法総則」709 頁（青林書院、1989）
- (10) 「承継人」という用語は、民法第 148 条以外

にも用いられており、例えば、民事執行法第 23 条第 3 号は、強制執行をすることができる者の範囲として「債務名義成立後の承継人」を規定している。そして、債務名義に表示された給付請求権を差し押さえた者は、当該給付請求権自体の承継人ではないものの、同号に規定する「承継人」に含まれると解されている（香川保一監修「注釈民事執行法〔第 2 巻〕」95 頁〔大橋寛明〕（金融財政事情研究会、1985）。なお、滞納処分により債権を差し押さえた国が承継執行文の付与を受けることができるとした裁判例として東京地裁昭和 34 年 9 月 17 日決定・訟務月報 5 巻 10 号 1356 頁）。たしかに、承継執行文の付与を受けることができる者（強制執行をすることができる者）の範囲の解釈においては、債権それ自体が誰に帰属しているかではなく取立権が誰に帰属しているかが重要な判断資料となるべきところ、債務者は差押えによって取立てを禁止されており、差押債権者だけが取立権を有しているのであるから、第三債務者にとって差押債権者が承継人に含まれないと解すべき実益はなく、むしろ、差押債権者が承継人に含まれると解することに合理性があるといえる。これに対し、民法第 148 条に規定する「承継人」の範囲の解釈においては、同条の立法趣旨との関係上、「当事者と同一とみなすべき承継人といえるかどうか」が重要な判断資料になるというべきであり、かつ、時効中断効が絶対的であるのか相対的であるのかは第三債務者の利害に大きく影響する。したがって、同条の「承継人」と民事執行法第 148 条の「承継人」等を直ちに同一に解することはできないであろう。

- (11) 時効にかかる権利の「質権者」が民法第 148 条の承継人（特定承継人）に当たるとする見解がある（別冊法学セミナー184 号「基本法コンメンタール第 5 版新旧条文対照補訂版民法総則」245 頁〔稻本洋之助・荒井敦志〕日本評論社、2005）。債権質権者は、民法第 367 条第 1 項の規定により目的債権の直接取立権を有するが、自らがその債権の債権者ではないから、債権を免除したり更改をしたりすることは許されない（別冊法学セミナー188 号「基本法コンメンタール第 5 版新旧条文対照補訂版物権」236 頁〔吉岡幹夫・小林明彦〕日本評論社、2005）

と解されているのであり、にもかかわらず承継人に当たるというのであるならば、債権差押債権者も承継人に当たるというべきであろう。

- (12) 最高裁第三小法廷昭和 39 年 10 月 27 日判決・最高裁判所民事判例集 18 卷 8 号 1801 頁
- (13) 差押債権者が取得する取立権の目的たる債権は、滞納者の第三債務者に対する債権であり、差押えによって被差押債権の性質、態様に変化するものではない。したがって、既に時効が中断している場合には、その中断した債権について取立権を取得することになるというべきである。学説上も、「執行債務者が提起した給付訴訟の事実審口頭弁論終結後に当該債権を差し押さえた者は、執行債務者に及ぶ判決効を前提に差押えをしたことになるから、その判決の効力に服する」(香川保一監修「注釈民事執行法第 5 卷」465 頁〔富越和厚〕(きんざい、2000))との見解があり、このことから、「執行債務者が時効中断措置を講じた後に当該債権を差し押さえた者は、執行債務者に及ぶ時効中断効を前提に差押えをしたことになるから、その中断の効力に服する」ということができよう。
- (14) 転付債権者丁が、別訴を提起するのではなくては、甲の提起した損害賠償請求訴訟に独立当事者参加していたならば、民事訴訟法第 49 条の規定により、訴えの取下げによる時効中断効の遡及的消滅を回避できたといえる(転付債権者は同条に規定する権利承継人に当たる。三宅省三ほか編「注解民事訴訟法(1)」503 頁〔日比野泰久〕(青林書院、2002))。なお、丁が単なる差押債権者であった場合、同条に規定する権利承継人に当たるのかどうか明確な見解が見当たらない(仮に当たらないとすると、差押債権者との関係で時効中断効が生ずるのは、訴訟提起時ではなく、参加時ということになる)。しかし、その場合でも、差押債権者は、甲の訴訟提起(裁判上の請求)により時効中断効が生じていること前提として差し押さえたものである以上、その訴訟が係属している間は、時効中断の効果を享受することができ、その後、甲の訴えが取り下げられたときは、本文のとおり遡及してその効果が失われるが、当該訴えが取り下げられることなく甲の勝訴が確定したときは、差押債権者も、時効中断の効果を確定的に享受

することができるといえよう。

- (15) 香川保一監修「注釈民事執行法第 5 卷」453 頁〔富越和厚〕(きんざい、2000)
- (16) 鈴木忠一ほか編「注解民事執行法(4)」413 頁〔稲葉威雄〕(第一法規、1985)
- (17) 例えば、横浜地裁昭和 61 年 7 月 9 日判決(判例タイムズ 621 号 115 頁)は、「国税局長は、被告(第三債務者)に対し、昭和 52 年 6 月 8 日、本件差額代金債権の履行を書面で催告し、同書面が同月 9 日被告に到達したことが認められ、右認定を覆すに足る証拠がないところ、本訴が当裁判所に対し、昭和 52 年 12 月 2 日に提起されたことは記録上明らかである。そうすると、原告(国)は被告(第三債務者)に対し、各契約の成立の日の翌日から 5 年以内である同 52 年 6 月 8 日に本件差額代金債権の履行を催告し、これが到達した同月 9 日から 6 か月以内である同年 12 月 2 日に本訴を提起したことになるから、本件差額代金債権の消滅時効は民法第 147 条 1 号、第 153 条の規定により中断されていることは明らかである」と判示している。
- (18) 筆者が聞き及んだところによれば、租税徴収事務の現場において、「差押債権者に対する債務承認の時効中断効については、いささか疑義がある」とか、「税務署長に対する債務承認は、被差押債権の時効中断にはならない。第三債務者から滞納者あての債務承認により、被差押債権の消滅時効は中断する」とか、「被差押債権は、債務確認書を徴取するなど、中断措置を取らなければ消滅する(第三債務者から債務確認書を徴取すれば時効は中断する)」といった、様々な考え方がありようである。
- (19) 徴収事務研究会(国税庁徴収課内)編「ケーススタディ滞納整理 50 選」130 頁(ぎょうせい、2003)においても、「差押債権者に対する債務の承認が(中略)差押債権者に対しても時効中断の効力が生じないと即断することはできないと思われます。(中略)債務確認書を徴した場合には、時効中断がされているものとして手続を進めることもひとつの方法であると思われます。」との表現にとどめられており、時効中断効があるとは明記されていない。
- (20) 徴収法第 67 条第 4 項の規定に由来するのかも知れない。同項は、被差押債権の弁済のため約

束手形等を受け取る場合において、その支払期限が被差押債権の弁済期後となるときは、第三債務者は滞納者の「承認」を得なければならない旨規定し、第三債務者は、その承認を受けたことを証する書面を徴収職員に提出しなければならない(徴収法施行令 29 条)旨規定している。つまり、弁済期限の猶予についての「承認」は、滞納者と第三債務者の間で行われなければならない法的効果が生じないということを定めているものであるが、仮に、時効中断事由としての「承認」も同様であるとするならば、滞納者と第三債務者の間で行われなければならないことになる。しかしながら、同項は、取立権が被差押債権の有する価値を価値どおりに実現(金銭化)することによって被差押債権の内容を変えたり被差押債権を処分する権能を含まないことを踏まえた規定であるのに対し、被差押債権の時効中断は、上記のとおり被差押債権の保存のための行為であって、取立権の内容に含まれているのである。

- (21) 最高裁判所判例解説民事編昭和 39 年度 418 頁 [坂井芳雄]
- (22) 承認は意思表示ではないが、準法律行為として法律行為に関する法則が準用される(川島武宜編「注釈民法(5)総則(5)」120 頁 [川井健] (有斐閣、1974))。
- (23) 当該判示からは、債権者代位権に基づく代位権者として承認を得ることができるという趣旨なのか、仮差押債権者としての地位に基づいて承認を得ることができるという趣旨なのか、必ずしも明確ではないが、文脈から、後者の趣旨であろうと思われる。また、谷本誠司「債権仮差押えと被差押債権の時効中断」銀行法務 21 636 号 52 頁 (2004) は、当判決を踏まえ、「債権仮差押債権者が被差押債権の時効を中断するためには、①債務者を説得して第三債務者に対する給付訴訟を提起してもらい、②第三債務者に承認してもらい、③あるいは無資力要件を満たす場合には債権者代位権を行使して給付訴訟を行なうことが必要となる」と論じており、②は、仮差押債権者としての地位に基づいて承認を得ることができるとの趣旨であると思われる。
- (24) 例えば、「債権者〇〇に対する債権に対して下記のとおり回答します。1. 債権差押通知書到

達時の債務額は、〇〇円です。2. 税務署に対する債務額の支払見込み及び期日〇〇」等の不動文字が印刷されており、第三債務者が〇〇欄を記載し、記名押印するようになっている(様式例について、城下達彦「国税地方税事例精解債権の滞納整理」14 頁(ぎょうせい、1988)参照。なお、同書では「確認書」と称されている)。

- (25) 民事執行法第 147 条第 1 項に規定する第三債務者の陳述については、第三債務者が被差押債権の存在を認めて支払の意思を表明したとしても、差押債権者との関係で債務の承認というような実体法上の効果を生ずることはなく(最高裁第二小法廷昭和 55 年 5 月 12 日判決・裁判集民事 129 号 637 頁)、被差押債権について時効を中断しないと解されており(鈴木忠一ほか編「注解強制執行法(2)」401 頁 [稲葉威雄] (第一法規、1976))、その理由として、当該陳述は第三債務者が執行機関としての裁判所に対してする事実の報告たる性質を有するにすぎないものであり(上記最高裁昭和 55 年 5 月 12 日判決)、債権者に対する債務の承認ではない(吉原省三「第三債務者の支払意思の表明と相殺権の放棄の有無」判例タイムズ 439 号 267 頁 (1981))からであるなどと説明されている。これに対し、債権差押え後に、第三債務者から税務署長に対して「債務承認書」等が提出された場合には、執行機関に対する事実の報告であると同時に、差押債権者に対する「債務の承認」としての効果をも有するというべきである。なお、債権差押えに先立って、税務署長から滞納者の取引先等に対し、滞納者に対する債務の有無等について文書で照会がなされ、取引先等から文書で回答がなされることがあるが、その差押え前の回答書をもって差押債権者に対する「債務の承認」といえるかどうかについては、疑義もあろう。
- (26) 第三債務者が債権者不確知供託をした場合にも、原債権の時効消滅及び供託金還付請求権の消滅に留意する必要がある。債権を差し押さえた後、第三債務者が債権者不確知を理由として供託した場合(民法 494 条)、徴収職員は、改めて供託金還付請求権を差し押さえることになる(昭和 55 年 10 月 28 日付徴徴 4-11「滞納処分により差押えをした債権につき債権者不確知を理由として供託された場合に国が採るべき徴収

手段について」国税庁長官通達)。そして、この供託金還付請求権については、還付請求権者が確定しない限り消滅時効が進行することはないが、供託の基礎となった債権（原債権）については、供託後であっても消滅時効が進行し、原債権が時効消滅した場合（供託者が原債権の消滅時効を援用し、供託金を取り戻した場合）には、供託金還付請求権も消滅することになる（最高裁判所判例解説民事編平成13年度（下）769頁以下〔福井章代〕参照）。そこで、供託金還付請求権の差押債権者は、原債権の時効消滅及びその結果としての供託金還付請求権の消滅を阻止するため、どのような措置を講ずればよいのかが問題となるが、供託官に対して「供託の受諾」の意思表示をすればよいとされる。すなわち、債権者が供託を受諾するか、供託を有効とする判決が確定したときは、供託者は供託金を取り戻すことができなくなり（民法496条1項）、かつ、供託取戻請求権が消滅すれば原債権も消滅する（供託による債務の消滅時期については、供託物取戻請求権の消滅を停止条件とする説とそれを解除条件とする説があるが、いずれにしても、供託物取戻請求権が消滅すれば原債権は消滅する）から、原債権の時効消滅による供託金還付請求権の消滅という問題もなくなる。その場合、受諾の意思表示をすることができるのは、弁済供託の債権者であるが（供託規則37条）、供託実務上、供託金還付請求権の差押債権者も、その意思表示をなし得るとされている（芦原利治「供託受諾の内容及び方法」別冊ジュリスト107号174頁参照）。また、意思表示の方法は、「供託を受諾する旨を記載した書面」を提出して行うこととされており（同条）、例えば、転付債権者については、裁判所から供託官に転付命令が送達されただけでは、転付債権者から受諾の意思表示があったとは認められず、転付債権者が別に書面をもって供託所に対し意思表示をする必要があると解されているが（芦原前掲書175頁参照）、滞納処分による差押えの場合には、執行機関と差押債権者が同一であるから、供託官に送達する差押通知書に供託を受諾する旨を付記することによって、受諾の効果を発生させることができると考える余地がある。

(27) 大阪高裁昭和44年8月5日判決（高民集22

巻4号543頁）は、「債権者が債務者に代位して債務者の債権の履行を求める訴訟を提起したときは、債務者の債権についての右訴訟上の請求は、債務者の債権の消滅時効の中断事由となる。ただし、このような訴訟は債務者が当該訴訟に参加したと否にかかわらず、民訴法201条2項（当時）の規定により、債務者に対してもまた効力を有するからである（大審院昭和15年3月15日判決・民集19巻8号586頁参照）。」と判示し、既判力が及ぶ場合には、訴訟提起（裁判上の請求）による時効中断の効力も及ぶとしている。

(28) 租税事件訴訟研究会編「徴収訴訟の理論と実務〔改訂版〕」41頁（税務経理協会、2000）は、学説の状況についてそう指摘している。学説を概観すると、差押債権者は法定訴訟担当者（民事訴訟法115条2項に規定する「他人のために当事者となった者」）であり、取立訴訟の既判力は差押債務者（滞納者）に及ぶ、というのが通説であるとされる（伊藤眞「民事訴訟法第3版再訂版」520頁（有斐閣、2007年））が、反対説として、差押債権者は自己の名において他人の権利を裁判上行使するのであるから訴訟担当の一事例ということにはなるが、差押債権者は他人の「ために」訴訟を進行するのではなく自己の利益のために本来の債権者を押しつけてその権利をその者の意に反して行使しその結果を自己の債権の弁済に充てるために訴訟を進行するに止まるから、他の訴訟担当の場合とは大きな違いがあること、民事執行法制定時に旧民事訴訟法第610条の規定（取立訴訟の提起があった場合における差押債務者への訴訟告知義務）が削除されたこと（削除したこと自体は別の趣旨からであるが、その結果、差押債務者に取立訴訟の係属が告知されず、取立訴訟への差押債務者の手続参加が保障されないことになったわけであり、民事執行法がそれを許容しているということは、取立訴訟の既判力が債務者に及ばないことを前提としているからであると解するほかないとも考えられること）、及び民事執行の差押えによる取立訴訟と滞納処分の差押えによる取立訴訟が競合した場合にも調整方法がなく並存するほかないが、それは取立訴訟の既判力が差押債務者や他の債権者に及ばないことを前

提としなければ説明できないこと等を理由として、取立訴訟の既判力は差押債務者（滞納者）に及ばないとする見解（香川保一監修「注釈民事執行法第6巻」552頁〔田中康久〕（きんざい、1995）、鈴木忠一ほか編「注解民事執行法(4)」591頁〔三ヶ月章〕（第一法規、1985）参照）等がみられる。

- (29) 時効中断の効果が相対的なものであり、かつ、取立訴訟の既判力も滞納者に及ばないとする、差押え時から長期間経過した後に差押えを解除した場合には、その間に差押債権者と第三債務者との間では時効中断措置が講じられていたとしても、滞納者と第三債務者との間では、時効完成が切迫していたり、既に被差押債権の時効が完成しているということにもなりかねない。もっとも、差押え時から長期間経過した後に差押えを解除するのは、第三債務者が無資力であるなどの理由により取立不能と判断した場合がほとんどであり、その場合には、仮に消滅時効が完成したとしても滞納者に損害はないといい得るが、取立不能以外の理由（例えば、滞納国税について分納中であるなどの理由）より長期間取立て（強制履行）を見合わせているような事案については、差押債権者と第三債務者との間のみならず、滞納者と第三債務者との間の時効進行にも留意する必要がある。

- (30) 最高裁第三小法廷裁昭和48年3月13日判決（民集27巻2号344頁）は、「債権に対し仮差押が執行されても、仮差押債務者は、当該債権につき、給付請求訴訟を提起・追行し、かつ、無条件の勝訴判決を得ることができる」旨判示しており、また、滞納処分による差押えがされた債権についても、仙台高等裁判所昭和62年12月23日判決（租税徴収関係裁判例集）が、「滞納者の第三債務者に対する被差押債権の支払を求める請求は、国（差押債権者）の差押えにより取立てが禁止されてはいるものの、給付判決を求めることは許される（最高裁判所昭和45年6月2日判決、民集24巻6号447頁、同48年3月13日判決民集27巻2号344頁参照）」旨判示している。

- (31) 上記最高裁昭和48年3月13日判決は、「債権に対し仮差押が執行されても、仮差押債務者は、当該債権につき、給付請求訴訟を提起・追行し、

かつ、無条件の勝訴判決を得ることができることは、ひいては、仮差押債権者にとっても、当該債権を保存する結果となる」旨判示している。そして、この点について、「差押債務者の受けた判決は、差押債権者に対してその既判力ないしは反射的效果を及ぼすものと解していると思われる。何ら判決の効果が及ばないのであれば、差押債務者に訴訟を認めることが差押債権者にとって有利になるはずがないからである。

（中略）問題は、彼の受けた判決の効力が仮差押債権者にも及ぶかであるが、仮差押えの効力の故に敗訴判決は仮差押債権者には及ばないが、勝訴判決は裁判外の管理行為の効力と同様に仮差押債権者のために効力が及ぶと解する」との評論がみられる（福永有利「債権に対する仮差押の執行と当該債権についての給付訴訟」民商法雑誌76巻6号1039頁（1974））。